

第5回子育て支援員（仮称） 研修制度に関する検討会	資料3
平成26年12月16日	

## 子育て支援員研修事業実施要綱（案）

### 1. 趣旨・目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の質の担保を図ることを目的とする。

### 2. 子育て支援員

子育て支援員とは、本要綱に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同様）（以下「都道府県等」という。）により実施される5の（3）で定める基本研修及び専門研修（5の（3）のイの（イ）に定める4コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類）のいずれか1つ）（以下「子育て支援員研修」という。）の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。

### 3. 実施主体

実施主体は、都道府県等又は都道府県知事若しくは市町村長（以下「都道府県知事等」という。）の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

都道府県知事等は子育て支援員研修事業を適切に実施できる指定保育士養成施設や社会福祉協議会等（以下「委託研修事業者」という。）に委託できるものとする。

なお、5の（3）のイの（イ）に定める「放課後児童コース」の専門研修は、原則として都道府県が実施すること。

### 4. 対象者

本事業の対象者は、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、以下の保育や子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者とする。（(1)～(4)は「家庭的保育事業等の設備及び

- 運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)、(8)は「児童福祉法施行規則」(昭和23年厚生省令第11号)において研修の修了が従事要件となっている職種)
- (1) 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項)の家庭的保育補助者
  - (2) 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項)B型の保育従事者
  - (3) 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項)C型の家庭的保育補助者
  - (4) 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項)(利用定員19人以下)の保育従事者
  - (5) 利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号)の専任職員
  - (6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(児童福祉法第6条の3第2項)の補助員
  - (7) 地域子育て支援拠点事業(児童福祉法第6条の3第6項)の専任職員
  - (8) 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項)の保育従事者
  - (9) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(児童福祉法第6条の3第14項)の提供会員
  - (10) 社会的養護関係施設等(児童福祉法第6条の3第1項及び第8項、第6条の4並びに第7条第1項(助産施設、保育所、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く))の補助的職員

## 5. 研修の実施方法及び内容

### (1) 研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、各都道府県等又は指定研修事業者又は委託研修事業者が、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

また、保育や子育て支援分野の各事業等の従事者の充足状況や養成人数等を考慮して、適切な時期・回数の実施に努めること。

### (2) 講師

講師については、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

### (3) 研修内容

#### ア 基本研修

(ア) 子育て支援員として、最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理などを修得することにより、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持たせることを目的とする。

(イ) 研修の科目、区分、研修受講者の要件、時間数、内容、目的等については、原則、別表1のとおりとする。

(ウ) 6の(2)の(ア)に定める修了証書の交付を受けた者が、新たに、他のコースの専門研修を受講する場合には、「基本研修」を再度受講することを要さない。

## イ 専門研修

(ア) 基本研修を修了した者が、子育て支援員として、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの修得を行うことを目的とする。

(イ) 専門研修は、「地域保育コース」、「地域子育て支援コース」、「放課後児童コース」、「社会的養護コース」の別とする。

なお、「地域保育コース」については、「地域型保育」、「一時預かり事業」、「ファミリー・サポート・センター」、「地域子育て支援コース」については、「利用者支援事業（基本型）」、「利用者支援事業（特定型）」「地域子育て支援拠点事業」の分類を設けることとする。

(ウ) 専門研修の受講については、基本研修を修了したことを条件とする。

(エ) 研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、原則、別表2のとおりとする。

## ウ 留意事項

(ア) 研修内容については、地域性、事業等の特性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

(イ) 受講者がやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等には、都道府県等（指定研修事業者及び委託研修事業者を含む。）は受講者に対して補講を実施することができるものとする。

(ウ) 研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

## 6. 修了証書等の交付

### (1) 基本研修に係る受講修了証明書の交付

ア 都道府県知事等は、子育て支援員基本研修を修了した者からの申請があった場合には、別紙様式例1の様式により、基本研修に係る受講修了証明書を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、子育て支援員基本研修を修了した者からの申請があった場合には、別紙様式例2の様式により、基本研修に係る受講修了証明書を交付するものとする。

### (2) 修了証書の交付

ア 都道府県知事等は、「基本研修」及び「専門研修」（5の（3）のイの（イ）に定める4コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類）のいずれか1つ）について、研修の全科目を修了した者に対して、別紙様式例3の様式により、修了証書を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、「基本研修」及び「専門研修」（5の（3）のイの（イ）に定める4コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類）のいずれか1つ）について、研修の全科目を修了した者に対して、別紙様式例4の様式により、修了証書を交付するものとする。

ウ 都道府県知事等又は指定研修事業者は、修了証書を交付された者が、他のコース等の専門研修の受講を修了した場合にあっては、新たに、当該コース等の修了証書を交付するものとする。

エ 修了証書の交付については、当該修了者が受講した専門研修の実施主体である都道府県知事等又は指定研修事業者が交付するものとする。

### (3) 既修了科目の取扱い

ア 都道府県知事等は、受講者が研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等については、受講者に対し、「子育て支援員研修一部科目修了証書」（別紙様式例5）を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、受講者が研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等については、受講者に対し、「子育て支援員研修一部科目修了証書」（別紙様式例6）を交付するものとする。

## 7. 修了者名簿の作成・管理等

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース等、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を受けた都道府県知事等に提出するものとする。

また、基本研修の修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。

(2) 委託研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース等、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく委託を受けた都道府県知事等に提出するものとする。

また、基本研修の修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。

(3) 都道府県知事等は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース等、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、指定研修事業者及び委託研修事業者から提出された名簿とあわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。

また、基本研修の修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。

### (4) 修了証書の再交付等

ア 指定研修事業者及び委託研修事業者は、修了証書の交付を受けた者が、修了者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は

修了証を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書の再交付や更新の手続きを行い、再交付等の後遅滞なくその旨を都道府県知事等に報告するものとする。

イ 都道府県知事等は、修了証書の交付を受けた者が、修了者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書の再交付や更新の手続き及び名簿の更新を行うとともに、指定研修事業者及び委託研修事業者から報告のあった再交付等の内容について名簿の更新を行い、あわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。

## 8. 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、研修実施主体が徴収するものとする。

## 9. 研修事業者の指定

都道府県知事等による研修事業者の指定は、都道府県等の区域毎に、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事等が行う。

### (1) 事業実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ウ 保育や子育て支援分野に関する研修の実績やノウハウ等があること。

### (2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、別表1及び別表2に定めるカリキュラムの内容にしたがったものであること。

ウ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適切な人数確保されていること。

### (3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 研修事業の名称

(ウ) 実施場所

- (エ) 研修期間
- (オ) 研修カリキュラム
- (カ) 講師氏名
- (キ) 研修修了の認定方法
- (ク) 開講時期
- (ケ) 受講資格
- (コ) 受講手続き（募集要領等）
- (サ) 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保持すること。

(4) その他の要件

ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

10. 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事等に提出するものであること。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ 研修カリキュラム

カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

キ 研修修了の認定方法

ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

ケ 申請者の資産状況

コ 保育や子育て支援分野に関する研修の実績やノウハウ等

(2) 申請者が法人であるときは、申請者に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事等に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業修了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届出するものとし、(1)のオからキの事項に変更を加える場合にあつては、変更について承認を受けるものとする。

- (5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

#### 11. 研修事業の委託

本事業の委託にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 委託研修事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 委託研修事業者において、研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託研修事業者は、研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。
- (4) 委託研修事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。
- (5) 本事業の委託にあたっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、保育や子育て支援分野の研修に関する実績やノウハウ等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。

#### 12. フォローアップ研修及び現任研修

都道府県等は、子育て支援員研修を修了し、各種事業等に従事している者を対象に、事業の特性や必要性等に応じて、フォローアップ研修や現任研修を実施することが望ましい。

また、以下の(1)及び(2)に定める方法や内容等と同等の効果が期待できる場合には、地域の実情等に応じた方法や内容等により、研修を実施することも可能とする。

##### (1) フォローアップ研修

子育て支援員研修において修得した内容や各事業に従事し、実践を通じて生じた問題等への解決を図ること等を目的としたフォローアップ研修について、概ね従事経験年数2年未満の者を対象として実施する。

研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、別表3のとおりとする。

##### (2) 現任研修

各事業の従事者として必要となる基礎的分野から専門的分野にわたる知識・技能を修得し、資質の向上を図ることを目的とした現任研修について、全ての従事者を対象として実施する。

研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、別表4のとおりとする。

### 13. 留意事項

- (1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 都道府県等又は指定研修事業者又は委託研修事業者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (3) 都道府県知事等は、指定研修事業者に対し、管内における研修の実施内容等について適切な水準が保たれるよう定期的に指導すること。
- (4) 子ども・子育て支援新制度では、保育や子育て支援に係る提供体制や人材の確保、資質の向上に係る方策等については都道府県が中心的な役割を担っていることから、子育て支援員研修の実務にあたっては、都道府県において、管内市町村の子育て支援分野の各事業等の提供体制や管内市町村における研修の実施状況等を勘案し、各種調整や子育て支援員の養成数の把握を行うなど、適切に研修が実施されるよう努められたい。
- (5) 都道府県等においては、子育て支援員は保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を習得した者と認められる者であり、広く保育や子育て支援関連分野への参加が期待できることから、積極的な研修の実施に努められたい。

### 14. 費用の補助

国は、都道府県等が研修を実施する場合に、当該都道府県等に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式例 1)

第 号

子育て支援員研修（基本研修）  
受講修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修）を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事・長  
〇〇〇〇〇〇

(別紙様式例2)

第 号

子育て支援員研修(基本研修)  
受講修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修(基本研修)を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)  
代 表 ○ ○ ○ ○

(別紙様式例 3)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

平成 年 月 日

〇〇〇知事・長  
〇〇〇〇〇〇

(別紙様式例 4)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

平成 年 月 日

(指定された事業者名)  
代 表 ○ ○ ○ ○

(別紙様式例5)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

修了コース等名

修了科目名

平成 年 月 日

〇〇〇知事・長  
〇〇〇〇〇〇

(別紙様式例 6)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

修了コース等名

修了科目名

平成 年 月 日

(指定された事業者名)  
代 表 ○ ○ ○ ○